

# 尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業

## 実施方針

平成15年1月20日

兵 庫 県

## 目 次

|          |                                           |    |
|----------|-------------------------------------------|----|
| 第 1      | 特定事業の選定に関する事項 .....                       | 1  |
| 第 2      | 民間事業者の募集及び選定に関する事項 .....                  | 5  |
| 第 3      | 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....  | 10 |
| 第 4      | 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項 .....              | 11 |
| 第 5      | 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ..... | 12 |
| 第 6      | 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....          | 12 |
| 第 7      | 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項...        | 13 |
| 第 8      | その他特定事業の実施に関し必要な事項 .....                  | 13 |
| 別表       | 予想されるリスク及び県と事業者の責任分担 .....                | 15 |
| 別添資料     | ( 位置図 、 位置図 ) .....                       | 17 |
| ( 様式 1 ) | 実施方針等に関する説明会及び現地見学会参加申込書 .....            | 19 |
| ( 様式 2 ) | 実施方針に関する意見書 .....                         | 20 |

## 尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業に関する実施方針

兵庫県（以下「県」という。）は、尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設（以下「本施設」という。）整備事業（以下「本事業」という。）について民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することを予定している。

この実施に関する方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うに当たって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号）等にのっとり、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

都市公園(スポーツ健康増進施設)

(3) 公共施設の管理者の名称

兵庫県知事 井戸 敏三

(4) 事業目的

兵庫県では、「尼崎21世紀の森構想」の中で、「健康・文化の森」として位置付けられている「尼崎の森中央緑地」内において、県民の健康増進及び本県における水泳競技の振興を目的としたプール施設を整備する。また、一層の健康増進、人の交流、地域の活性化を図るため、屋外・屋内健康増進施設(以下「健康増進施設」という。)を併せて整備する。

なお、プール施設については、2006年に開催される「のじぎく兵庫国体 夏季大会」の水泳競技会場としての利用も予定している。

本事業をPFI事業として実施することにより、民間の能力を積極的に活用し、より質の高い公共サービスの提供を図ることを目的とする。

(5) 用語の定義

1) 本事業

尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業をいい、プール施設及び健康増進施設の設計、建設、維持管理及び運営をPFI事業として実施する事業全体をいう。

2) 本施設

本事業敷地内に整備される、プール施設、健康増進施設等、本事業により整備される施設全体をいう。

3) プール施設

50mと25mの屋内プールで、50mプールは、競泳、シンクロ、水球競技が行える県内の中核施設、また25mプールは、健康運動を中心に、競泳、水球等幅広い利用ができる温水プールをいう。なお、50mプールについては、夏季以外において、アイススケートリンクとして利用する。

なお、プール施設は、2006年に開催が予定されている「のじぎく兵庫国体 夏季大会」の水泳競技施設として利用する。

4) 健康増進施設

プール施設と一体となって健康を増進するための屋外・屋内スポーツ施設をいう。その他、プール等の施設利用者のためのレストラン、売店等の施設も含む。

( 6 ) 事業に必要と想定される関係法令等

本事業の実施に当たっては、以下の関係法令等を遵守すること。

ア 施設整備関係

- (ア) 都市公園法
- (イ) 兵庫県立都市公園条例
- (ウ) 建築基準法
- (エ) 兵庫県建築基準条例及び同法施行規則
- (オ) 都市計画法
- (カ) 駐車場法
- (キ) 電気事業法
- (ク) エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- (ケ) 水道法
- (コ) 下水道法
- (サ) 道路法

イ 災害防止及び環境保全関係

- (ア) 消防法
- (イ) 兵庫県火災予防条例
- (ウ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (エ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- (オ) 遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省通知）
- (カ) 環境の保全と創造に関する条例
- (キ) 水質汚濁防止法
- (ク) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ケ) 騒音規制法

ウ 福祉関係

- (ア) スポーツ振興法
- (イ) 高齢者・障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）
- (ウ) 兵庫県福祉のまちづくり条例(施設整備マニュアル)

エ 労働関係

労働安全衛生法

オ その他本事業に必要な法令等

( 7 ) 事業内容

1) 事業方式

本事業の事業方式は、事業者がP F I法に基づきプール施設及び健康増進施設の設計、建設を行い、県に本施設を引き渡し、事業期間を通して本施設の維持管理および運營業務を行うB T O方式（Build-Transfer-Operate）とする。本施設は「公の施設」として県民の利用に供する。

## 2) 事業期間

本事業の事業期間は、平成15年12月から平成35年3月までの20年間とする。

## 3) PFI事業の範囲

事業者が実施するPFI事業の範囲は次のとおりとする。

### ア プール施設に関する事業範囲

#### 設計・建設業務

- ・設計及び設計関連業務
- ・建設及び建設関連業務
- ・備品等の設置工事及びその関連業務
- ・工事に伴う近隣対策業務
- ・工事監理業務
- ・建設に伴う各種申請等業務
- ・国庫補助金申請図書作成補助業務

#### 維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・備品等保守管理業務
- ・屋外施設保守管理業務
- ・清掃業務
- ・植栽維持管理業務
- ・警備業務
- ・環境衛生管理業務
- ・修繕業務（大規模修繕業務を除く）

#### 運営業務

- ・利用受付業務
- ・使用料金徴収業務
- ・利用受付関連業務
- ・プール及びアイススケートの監視業務
- ・水質等の環境測定業務
- ・運動プログラム作成、運動指導、スポーツ教室等の運営業務
- ・その他の業務

#### その他

- ・施設の引渡し業務
- ・利用者輸送車両運営業務

なお、国体開催時の運営業務については、通常時の運営業務と異なるため、事業契約締結時に別途協議事項と考えている。

### イ 健康増進施設に関する事業範囲

#### 設計・建設業務

- ・設計及び設計関連業務
- ・建設及び建設関連業務
- ・備品等の設置工事及びその関連業務
- ・工事監理業務
- ・建設に伴う各種申請等業務
- ・工事に伴う近隣対策業務
- ・国庫補助金申請図書作成補助業務

維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 備品等保守管理業務
- ・ 屋外施設保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 植栽維持管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 修繕業務（大規模修繕業務を除く）

運營業務

- ・ 利用受付業務
- ・ 使用料金徴収業務
- ・ 運動プログラム作成及びその関連業務
- ・ その他の業務

その他

- ・ 施設の引渡し業務
- ・ 利用者輸送運營業務

4) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、事業者が実施する本施設の設計・建設業務に係る対価、維持管理業務及び運營業務に係る対価から構成される。

ア 設計・建設業務に係る対価

県は、設計・建設業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を、割賦方式により事業者に支払う。

イ 維持管理業務及び運營業務に係る対価

県は、維持管理業務及び運營業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を、運営期間にわたり事業者に支払う。なお、その額は、維持管理業務および運營業務に要する総費用（事業者の提案業務に要する費用）から、「施設使用料収入」<sup>a)</sup>及び「その他の収入」<sup>b)</sup>の運営期間にわたる合計額（事業者が提案した収入の合計額）を控除し、運営期間にわたって平準化した額を基本とする。

a) 施設使用料収入

本施設は公の施設とすることから、使用料金については、事業者の提案を踏まえ県が条例等により設定する。

b) その他の収入

その他に事業者の収入として以下のものがある。

事業者が提案し、県の承認を得た業務による収入  
飲食及び物販施設の運営による収入

(8) 事業スケジュール（予定）

本事業の事業期間は20年とし、詳細については次のとおりとする。

ア 事業契約等の締結

- ・ 仮契約 平成15年9～11月
- ・ 本契約 平成15年12月

## イ 事業期間

### プール施設

- ・設計・建設期間 平成15年12月～平成18年5月
- ・維持管理・運営期間 平成18年5月～平成35年3月(17年間)
- ・所有権移転期限 平成18年5月

### 健康増進施設

- ・設計・建設期間 平成15年12月～平成19年3月の範囲内で、事業者が提案し、県の承認を得た期日
- ・維持管理・運営期間 事業者が提案し、県の承認を得た期日～平成35年3月
- ・所有権移転期限 事業者が提案し、県の承認を得た期日

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業の選定及び公表に当たっては、次の点に留意して行う。

- (1) 本事業をPFI事業として実施することにより、財政資金の効率的活用が図られることが期待できる場合に、特定事業として選定する。
- (2) 県の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。
- (3) 公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。
- (4) 特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、事業者の選定その他公共施設の整備等への影響に配慮しつつ、速やかに公表する。
- (5) (4)の公表は、記者発表等により行う。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式(地方自治法施行令第167条の10の2)によるものとする。なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)が適用される。

## 2 事業者の募集及び選定の手順

選定に当たっては、以下の手順及びスケジュールにて行う。

### (1) 事業者の募集・選定スケジュール(予定)

本事業の実施スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

|                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| 1) 実施方針等の公表             | 平成15年1月20日       |
| 2) 説明会等の開催              | 平成15年1月28日       |
| 3) 実施方針に関する意見招請         | 平成15年1月28日～2月10日 |
| 4) 特定事業の選定・公表           | 平成15年3月中旬        |
| 5) 入札公告、入札説明書等の配布       | 平成15年4月上旬        |
| 6) 入札説明書等に関する第1回質問の受付   | 平成15年4月下旬        |
| 7) 入札説明書等に関する第1回質問への回答  | 平成15年5月中旬        |
| 8) 参加表明書及び資格確認申請書の提出    | 平成15年5月中旬        |
| 9) 資格確認通知の発送            | 平成15年5月下旬        |
| 10) 入札説明書等に関する第2回質問の受付  | 平成15年6月上旬        |
| 11) 入札説明書等に関する第2回質問への回答 | 平成15年6月下旬        |
| 12) 入札(提案書の提出)          | 平成15年7～8月        |
| 13) 落札者決定・公表            | 平成15年8～9月        |
| 14) 仮契約締結               | 平成15年9～11月       |
| 15) 事業契約締結              | 平成15年12月         |

### (2) 事業者の募集手続等

#### 1) 実施方針等の公表

本実施方針及び附属資料(要求水準書(案)、落札者決定基準に関する基本的な考え方(案)等)を平成15年1月20日に公表する。

#### 2) 説明会等の開催

実施方針等に関する説明会及び現地見学会を次の要領で開催する。

##### ア 実施方針等に関する説明会

開催日時 平成15年1月28日 午前11時より

開催場所 エーリックビル2階会議室

所在地 尼崎市道意町7-1-3

連絡先 兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課企画係

##### イ 現地見学会

開催日時 平成15年1月28日 午後1時30分

開催場所 兵庫県尼崎市扇町14-1 別添《位置図》参照

連絡先 兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課企画係

説明会等への参加希望者は、実施方針等に関する説明会及び現地見学会参加申込書(様式1)に必要事項を記入し、FAX又はE-mailにより提出すること。

あて先 兵庫県 県土整備部 まちづくり局 公園緑地課企画係

FAX 078-362-4454

E-mail kouenryokuchika@pref.hyogo.jp

文書形式は、MS-Word とする（Windows 版）。

### 3) 実施方針に関する意見招請

ア 意見招請の方法 意見の内容を簡潔にまとめ、意見書(様式2)に記入し提出すること。

イ 受付期間 平成15年1月28日から2月10日まで

ウ 提出方法 E-mail、郵送又は持参

(郵送又は持参の場合、印刷物を添付してフロッピーにて提出のこと)

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県 県土整備部 まちづくり局 公園緑地課企画係

TEL 078-362-3549

E-mail kouenryokuchika@pref.hyogo.jp

文書形式は、MS-Word とする（Windows 版）。

### 4) 特定事業の選定・公表

実施方針に関する意見等を踏まえ、PFI事業として実施することが適切であると認められる場合、本事業を特定事業として選定し、平成15年3月中旬に公表する。

### 5) 入札公告、入札説明書等の配布

実施方針に関する意見及び特定事業の選定の手続を踏まえ、平成15年4月上旬に入札公告を行い、入札説明書及び附属資料(要求水準書、落札者決定基準、契約書(案)等)を配布する。

### 6) 入札説明書等に関する第1回質問の受付

入札説明書等に関する質問の受付を平成15年4月下旬に行う。

### 7) 入札説明書等に関する第1回質問への回答

入札説明書等に関する質問への回答を平成15年5月中旬までに行う。

### 8) 参加表明書及び資格確認申請書の提出

応募者は、参加表明書及び資格審査に必要な書類を平成15年5月中旬までに提出すること。

### 9) 資格確認通知の発送

資格審査の結果については、平成15年5月下旬に応募者の代表企業に通知する。なお、入札参加資格がないと判断された場合、その理由の説明要求があった応募者に対し回答を送付する。

### 10) 入札説明書等に関する第2回質問の受付

入札説明書等に関する質問の受付を平成15年6月上旬に行う。

### 11) 入札説明書等に関する第2回質問への回答

入札説明書等に関する質問への回答を平成15年6月下旬までに行う。

### 12) 入札(提案書の提出)

応募者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提出書類(提案書)を平成15年7~8月までに提出する。提案方法等の詳細については、入札説明書にて提示する。

13) 落札者決定・公表

提出された提案書について総合的に評価を行い、落札者を決定し、平成15年8～9月に公表する。

14) 仮契約締結

落札者との仮契約は平成15年9～11月に締結する。

15) 事業契約締結

落札者との契約は仮契約による議会の議決を経た後、平成15年12月に事業契約を締結する。

(3) 応募者の備えるべき参加資格要件

1) 応募者の構成等

ア 応募者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設の維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という。）及び本施設の運営を行う企業（以下「運営企業」という。）を含む企業により構成されることを基本とする。

イ 設計企業、建設企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業（以下「応募企業」という。）とすることも複数の企業の共同（以下「応募グループ」という。）とすることも可能とする。

ウ 応募者は、参加表明書の提出時に構成員、協力企業及びこれらの者の担当業務（設計、建設、維持管理、運営の別）を明らかにすること。

エ 応募グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

協力企業とは、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。

2) 応募者の参加資格要件

ア 一般的要件

応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社は、いずれも以下の要件を満たすこと。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日（確認基準日）及び入札日に受けていないこと。

会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

県が本事業について、アドバイザー業務を委託したパシフィックコンサルティング株式会社並びに本事業の審査会委員又はこれらの者と資本金面若

しくは人事面において関連がある者でないこと。

応募企業、あるいは応募グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の応募企業、応募グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

参加表明書により参加の意思を表明した応募グループの構成員及び協力会社の変更は原則として認めない。ただし、参加表明書提出後に応募グループの代表企業以外の構成員及び協力会社の一部が会社更生法に基づく更正手続き開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てを行ったこと又は兵庫県から指名停止を受けたことにより参加資格を失った場合においては、入札（提案書提出）日の4日前までに県と協議を行い、構成員を補充する等し、改めて参加表明書を提出し、入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは入札に参加することができる。

#### イ 各業務に当たる者の要件

応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社のうちには、設計、建設、維持管理及び運営の各業務に当たる者として、それぞれ以下の、及びの要件を満たす者が含まれること。なお、複数の要件を満たす者は、当該各業務に当たる者を兼ねることができる。

##### 設計に当たる者

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 兵庫県の測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札参加資格を取得（登録）しており、その希望する業種が建築の設計、監理であること。

##### 建設に当たる者

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- b 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得（登録）しており、その工種が建築一式工事であること。
- c 建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が1,200点以上であること。
- d 平成5年度以降に、本事業と同種業務の建築施工実績があること。なお、同種業務の具体的要件は入札説明書において示す。

##### 維持管理及び運営に当たる者

スポーツ施設の運営実績を有していること。

#### 3) 特別目的会社の設立に関する要件

ア 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立するものとする。

イ 応募企業又は応募グループの構成員は、SPCへの出資を行うものとする。その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。

ウ 全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

#### (4) 審査及び選定に関する事項

- 1) 提案書の審査は、学識経験者及び県職員で構成する尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業者選定審査会が、あらかじめ定めた落札者決定基準に基づいて行い、優秀提案を選定する。
- 2) 県は、優秀提案の選定結果をもとに、落札者を決定する。
- 3) 審査は、入札価格のほか、設計・建設、維持管理、運営等の提案内容及び県の要求水準との適合性並びに資金調達及びリスク分担を含む事業計画の妥当性、確実性等の各面から総合的に評価する。

### 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 基本的考え方

本事業における本施設の設計・建設、維持管理、運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議のうえ、県が責任を負うものとする。

#### 2 要求水準

本施設の設計・建設、維持管理、運営に関する要求水準は、要求水準書に示すとおりとする。

#### 3 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び県と事業者の責任分担は、原則として別表に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約に定めるものとする。

#### 4 事業の実施状況の監視

県は、事業者が実施する本施設の設計・建設、維持管理、運営について、定期的に監視を行う。監視の方法、内容等については、事業契約に定める。

また、事業者が実施する本施設の設計・建設、維持管理、運営に係るサービスの水準が事業契約に定める県の要求水準を満たしていないことが判明した場合、県は事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

なお、県が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、県は事業者に対する支払額等において措置を講ずる。

## 第4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 敷地の立地条件

- (1) 建設計画地：兵庫県尼崎市扇町14-1外 別添《位置図》参照
- (2) 敷地面積：概ね3ha以内(全体計画面積18.9haのうちの第1工区：約7ha内)  
別添《位置図》参照
- (3) 地域地区等
  - ア 用途地域：工業専用地域(市街化区域)、尼崎臨海西部拠点開発地区再開発地区計画区域
  - イ 建ぺい率：60%
  - ウ 容積率：200%

### 2 整備方針

- ア 広く県民の健康運動の場として水泳を中心とした交流施設づくり
- イ 県内における水泳競技の中核となる施設づくり
- ウ 通年利用可能な施設づくり
- エ 自然環境にやさしい施設づくり

### 3 本施設の概要

#### (1) 主な施設構成

##### プール施設

##### ア メインプール施設

メインプール(50m)室、採暖室、器具庫、スケートリンク備品庫、監視員室、選手控室、救護室、検査室、放送室、記録室、役員室、倉庫、貴賓室、貸靴室、観客席、便所

##### イ サブプール施設

サブプール(25m)室、採暖室、選手控室、器具庫、監視員室、観客席、便所

##### ウ 選手・利用者共用施設

更衣室・ロッカー室、多目的更衣室、シャワー室

##### エ 一般供用施設

エントランスホール、風除室、ギャラリー、便所、公衆電話、階段、通路、EV室

##### オ 管理施設

事務室、会議・研修室、多目的室

##### カ その他施設

冷凍機械室、設備機械室、氷上整備車庫、配管管廊など

健康増進施設（自由提案施設）  
事業者の自由提案による。

## **第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、県と事業者は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

## **第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項**

本事業においては、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとる。

### **1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合**

(1) 事業者の提供するサービスが事業契約に定める県の要求水準を下回る場合その他事業契約に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、県は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、県は、事業契約を解除することができる。

(2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、県は、事業契約を解除することができる。

(3) (1)又は(2)において、県が事業契約を解除した場合、県は事業者に対し、これにより県に生じた損害を請求することができる。

### **2 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合**

(1) 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(2) (1)において、事業者が事業契約を解除した場合、事業者は県に対し、これにより事業者が生じた損害を請求することができる。

### **3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合**

不可抗力その他県又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、県及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、県及び事業者は、事業契約を解除することができる。

### **4 金融機関と県の協議**

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、事業者に資金提供を行う金融機関と県で協議を行うことがある。

### **5 その他**

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

- 1 県と事業者との事業契約締結時、施設整備に係る国庫補助金が県に支給される場合には、これを県が事業者を支払う代金の一部に充当するため、事業契約に基づき別途協議を行う。

なお、事業者は、県が行う国庫補助金に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。

- 2 県は、事業者が、法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。

- 3 本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、応募者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、県は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うこと。

- 4 県は、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を平成15年2月兵庫県議会定例会に提出予定であり、また、事業契約に関する議案を平成15年12月兵庫県議会定例会に提出予定である。

### 2 入札に伴う費用負担

応募者の入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

|        |           |           |              |                               |
|--------|-----------|-----------|--------------|-------------------------------|
| 兵庫県    | 県土整備部     | まちづくり局    | 公園緑地課企画係     | 担当：市川                         |
|        | 〒650-8567 | 兵庫県神戸市中央区 | 下山手通5丁目10番1号 |                               |
| 電話     |           | 078       | 362          | 3549（直通）                      |
|        |           | 078       | 341          | 7711（内線4484）                  |
| ファクシミリ |           | 078       | 362          | 4454                          |
| E-mail |           |           |              | kouenryokuchika@pref.hyogo.jp |

## 別 表

## 予想されるリスク及び県と民間事業者の責任分担表（案）

| 段階                          | リスクの種類                                                   | リスクの内容                                               | 負担者 |     |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-----|-----|
|                             |                                                          |                                                      | 県   | 事業者 |
| 共通                          | 入札説明書の誤り                                                 | 入札説明書の誤りや内容の変更に関するもの                                 |     |     |
|                             | 法令等の変更                                                   | 法令等（税制度を除く）の新設・変更に関するもの                              |     |     |
|                             | 許認可の遅延                                                   | 事業者の申請手続きの不備等による許認可等の遅延に関するもの                        |     |     |
|                             | 税制度の変更                                                   | 法人税の変更に関するもの（法人の利益に係るもの）                             |     |     |
|                             |                                                          | 法人税の変更に関するもの（上記以外のもの）                                |     |     |
|                             |                                                          | 消費税の変更に関するもの                                         |     |     |
|                             |                                                          | 建物所有に係る新税又は税率の変更に関するもの                               |     |     |
|                             |                                                          | その他の税制度の変更に関するもの                                     |     |     |
|                             | 住民問題                                                     | 本事業を行政サービスとして実施することに係わる住民反対運動・訴訟・要望に関するもの等           |     |     |
|                             |                                                          | 上記以外のもの（調査・設計・工事及び維持管理・運営に係わる住民反対運動・訴訟・要望に関するもの等）    |     |     |
|                             | 環境問題                                                     | 調査・工事に伴い不可避の騒音・振動・地盤沈下等による損害                         |     |     |
|                             |                                                          | 事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる騒音・振動・地盤沈下等による損害                |     |     |
|                             |                                                          | 有害物質の排出・漏洩                                           |     |     |
|                             | 事故                                                       | 県の活動に係わる事故等の発生                                       |     |     |
| 事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる事故等の発生 |                                                          |                                                      |     |     |
| 上記以外で設計・建設・維持管理・運営上の事故等の発生  |                                                          |                                                      |     |     |
| 事業の中止・延期                    | 許認可等の遅延、事業者の事業放棄・破綻によるもの、事業者が提供するサービスの品質等が一定のレベルを下回った場合等 |                                                      |     |     |
|                             | 県の指示、債務不履行、当該サービスが不要となった場合等                              |                                                      |     |     |
| 不可抗力                        | 戦争、暴動、天災等による設計変更、事業の延期・中止                                |                                                      |     |     |
| 計画・設計段階                     | 入札参加費用                                                   | 入札参加費用の負担                                            |     |     |
|                             | 事業契約締結                                                   | 選定事業者と契約が結べない、契約手続きに時間がかかる、またはPFI契約の議決が得られない場合等      |     |     |
|                             | 測量・調査                                                    | 県が実施した測量・調査に関するもの                                    |     |     |
|                             |                                                          | 事業者が実施した測量・調査に関するもの                                  |     |     |
|                             | 設計等の完了遅延                                                 | 県の提示条件、指示の不備・変更に関するもの                                |     |     |
|                             |                                                          | 事業者の指示・判断の不備等、上記以外の要因による不備・変更に関するもの                  |     |     |
|                             | 設計費等の超過                                                  | 県の提示条件、指示の不備・変更に関するもの                                |     |     |
|                             |                                                          | 上記以外の要因によるもの                                         |     |     |
| 設計図書等の瑕疵                    | 設計図書等の成果物の瑕疵                                             |                                                      |     |     |
| 資金調達                        | 必要な資金の確保に関するもの                                           |                                                      |     |     |
| 建設段階                        | 用地                                                       | 建設に要する資材置場の確保に関するもの                                  |     |     |
|                             |                                                          | 地中障害物に関し、県が把握し事前に公表したもの                              |     |     |
|                             |                                                          | 地中障害物に関する上記以外のもの                                     |     |     |
|                             | 工事の遅延                                                    | 県の提示条件、指示の不備・変更により工事が遅延または完工しないことにより、開業が事業契約より遅延する場合 |     |     |
|                             |                                                          | 上記以外の理由により工事が遅延または完工しないこと等により、開業が事業契約より遅延する場合        |     |     |
|                             | 施工監理                                                     | 施工監理に関するもの                                           |     |     |
|                             | 工事費の増大                                                   | 県の提示条件、指示の不備・変更に関するもの                                |     |     |
|                             |                                                          | 上記以外の要因によるもの                                         |     |     |
|                             | 性能                                                       | 要求水準等の不適合（施工不良を含む）                                   |     |     |
|                             | 施設の損傷                                                    | 使用前に工事目的物や材料、関連工事等に関して生じた損害                          |     |     |
| 物価変動                        | インフレ・デフレ                                                 |                                                      |     |     |
| 金利変動                        | 金利の変動                                                    |                                                      |     |     |

| 段階        | リスクの種類        | リスクの内容                                 | 負担者 |     |
|-----------|---------------|----------------------------------------|-----|-----|
|           |               |                                        | 県   | 事業者 |
| 維持管理・運営段階 | 支払遅延・不能       | 県のサービス対価の支払遅延・不能に関するもの                 |     |     |
|           | 事業内容の変更       | 用途変更等、県の責めによる事業内容等の変更に関するもの            |     |     |
|           |               | 上記以外の要因による事業内容等の変更に関するもの               |     |     |
|           | 性能            | 要求水準等の不適合                              |     |     |
|           | 維持管理・運営費の増大   | 県の責めによる事業内容等の変更等に起因する維持管理・運営費の増大       |     |     |
|           |               | 上記以外の要因による維持管理・運営費の増大（物価・金利変動によるものを除く） |     |     |
|           | 物価変動          | インフレ・デフレ                               |     |     |
|           | 金利変動          | 金利の変動                                  |     |     |
|           | 施設の損傷         | 劣化による施設・備品等の損傷                         |     |     |
|           |               | 事故・火災等による施設・備品等の損傷                     |     |     |
| 修繕費の増大    | 修繕費が予想を上回った場合 |                                        |     |     |
| 需要の変動     | 利用者数等の減少      |                                        |     |     |

) 負担者 主分担 従分担

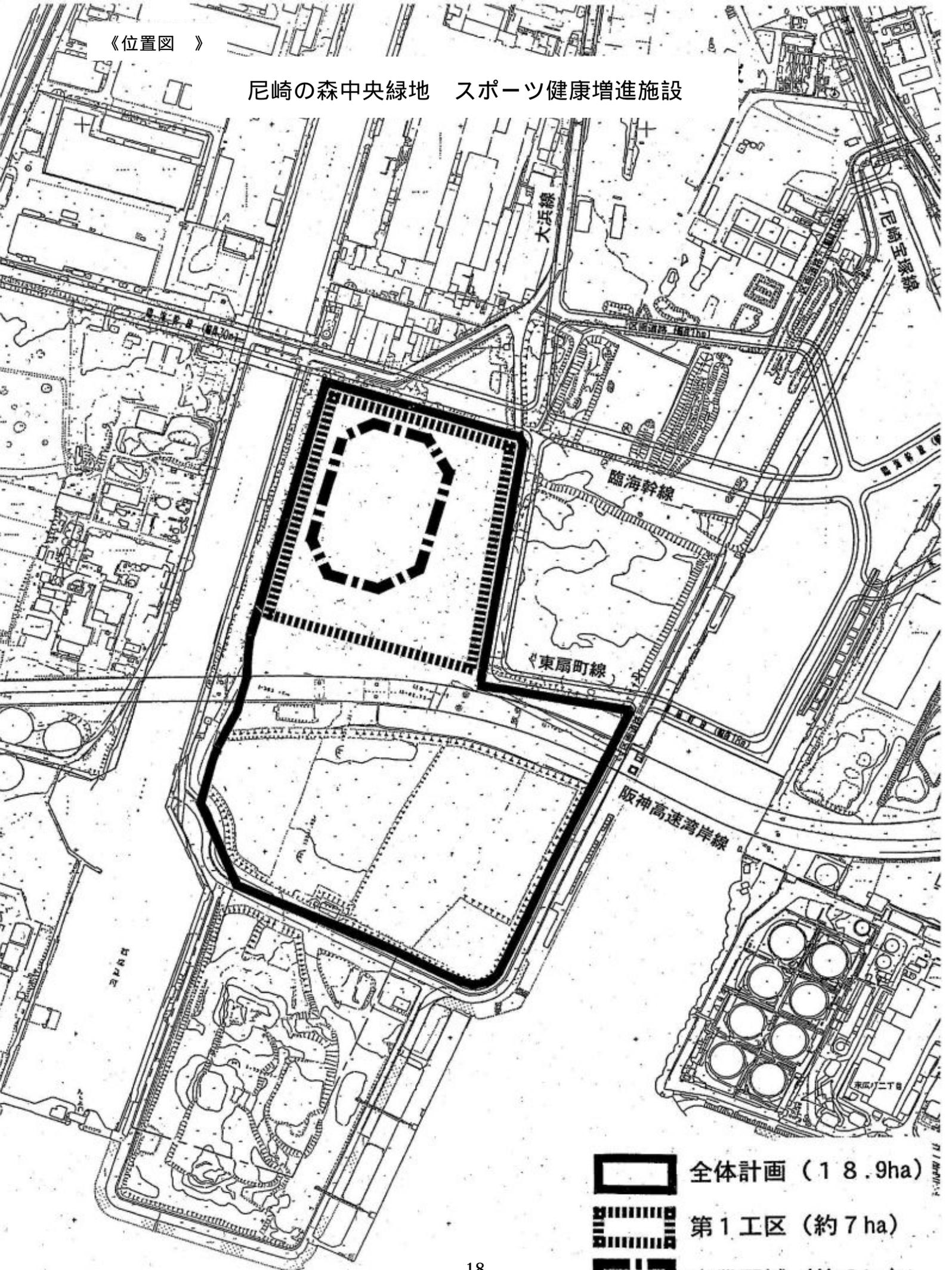
別添資料

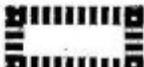
《位置図》



《位置図》

# 尼崎の森中央緑地 スポーツ健康増進施設



-  全体計画 (18.9ha)
-  第1工区 (約7ha)
-  事業区域 (約3ha)

( 様式 1 )

平成 1 5 年 月 日

## 実施方針等に関する説明会及び現地見学会参加申込書

「尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業」の実施方針等に関する説明会及び現地見学会に参加を申し込みます。

|        |  |
|--------|--|
| 会社名    |  |
| 所属     |  |
| 所在地    |  |
| 担当者名   |  |
| 電話     |  |
| FAX    |  |
| E-Mail |  |
| 出席者名   |  |
|        |  |
|        |  |

実施方針等に関する説明会及び現地見学会への参加は、1社3名までとします。

( 様式 2 )

平成 1 5 年 月 日

## 実施方針に関する意見書

「尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業」に関する実施方針について、次のとおり意見がありますので提出します。

|     |      |  |
|-----|------|--|
| 意見者 | 会社名  |  |
|     | 所属   |  |
|     | 担当者名 |  |
|     | 電話   |  |
|     | FAX  |  |

|       |    |
|-------|----|
| 意見書枚数 |    |
| 枚中    | 枚目 |

|      |             |
|------|-------------|
| ページ  | 例) P3       |
| 大項目  | 例) 第 1      |
| 中項目  | 例) 1        |
| 小項目  | 例) ( 1 )    |
| 項目名  | 例) 事業名称について |
| 意見内容 |             |

意見は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載してください。